

市内建設工事

土木一式 A 等級・建築一式 A 等級該当業者 様

舞鶴市総務部契約検査室契約課

特別簡易型総合評価方式の導入について
(お知らせ)

本年 10 月以降に発注する案件のうち、一部の工事において特別簡易型総合評価方式を導入いたします。

特別簡易型総合評価方式の落札者決定基準は以下のとおりです。

確認書類として他機関の証明等が必要なものもございますので、あらかじめお知らせします。

1. 平成 27 年度特別簡易型総合評価方式における落札者決定基準

(1) 総合評価の方法

総合評価は、標準点（100 点）に価格以外の技術的な要素の評価における評価項目について算定した点数の合計点を加えた点数（以下「技術評価点」という。）を当該入札者の入札金額で除して得られた数値（以下「評価値」という。）をもって行うものとする。

評価値＝技術評価点／入札価格

技術評価点＝標準点（100 点）＋価格以外の技術的な要素の評価（技術評価）について算定した点数の合計点

(2) 価格以外の技術的な要素の評価（技術評価）に関する基準

各評価項目について、次の基準に基づき加点する。

評価項目		評価基準	評点	割合	配点	
企業評価	配置技術者の能力	工事成績 評定 ※1※2	国、京都府又は舞鶴市が発注した 建設工事（土木一式・建築一式） （請負金額が 2,000 万円以上で当 該配置予定技術者が主任技術者 （又は監理技術者）として配置さ れたもの）の工事成績評定点の最 高点	最高点 /100	7 割	2.0
			実績が無い	0.65		
	資格	1 級技術者	1	2 割		
		2 級技術者	0.5			
継続教育 (CPD) ※3	（土木一式の場合）15 単位以上 （建築一式の場合）9 単位以上	1	1 割			
	（土木一式の場合）15 単位未満 （建築一式の場合）9 単位未満	0				

企業の 能力	工事成績 評定 ※4	舞鶴市発注の建設工事（土木一 式・建築一式）に係る工事成績評 定点の平均点	平均点 /100	7割	2.0
		実績が無い	0.65		
	技術職員 数 ※5	15人以上	1	1割	
		10人～14人	0.5		
		9人以下	0		
	ボランテ ィア活動 ※2※6	実績有り	1	1割	
		実績無し	0		
	除雪 ※2※7※8	国道、府道又は市道の除雪業者と しての実績がある	1	(1割)	
		実績が無い	0		
	加算点満点※9※10			土木一式 建築一式	

- ※1 当該工事種別において、平成24年1月1日から平成26年12月31日までの3年間に完了検査を受けたものとする。ただし、実績がない（確認できない場合を含む。）場合は65点として評価する。
- ※2 それぞれ評価基準に係る実績等を確認できる書類により評価するものとする。
- ※3 平成25年1月1日から平成26年12月31日までの2年間で取得した単位とする。
- ※4 本市が発注した当該工事種別のうち、平成24年1月1日から平成26年12月31日までの3年間に工事成績評定の通知を受けたものについて、平成27年度舞鶴市建設工事競争入札参加資格審査（いわゆる格付）に用いた当該工事種別の工事成績評定点の平均点（請負金額（共同企業体による場合は、出資割合に応じてした額）による加重平均にて算出した数値（小数点以下切り捨て））とする。
- ※5 平成27年の舞鶴市建設工事競争入札参加資格審査に用いた経営規模等評価結果通知書（いわゆる経審）に記載された、当該工種毎に認定されている1級技術職員数、2級技術職員数、基幹技能者数及びその他技術職員数の合計とする。
- ※6 平成24年1月1日から平成26年12月31日までに会社として行っているボランティア活動（寄付行為・募金は除く。）とする。
- ※7 平成26年度の国道、府道又は市道の除雪業者となっていることとする。
- ※8 土木一式工事のみ対象とし、建築一式工事については、対象外とする。
- ※9 加算点は、評価項目毎に、配点×割合×評点を算出して合計した数値（小数第4位を四捨五入）とする。
- ※10 建築一式工事については、「企業の能力」2点の内、「除雪」の項目の1割を対象外とするため、2点×9割=1.8点となり、加算点満点が3.8点となる。

(3) 落札者の決定方法

落札者は、入札金額が予定価格の制限の範囲内にあるもの（最低制限価格未滿で入札した者を除く）のうち、(1)によって得られた評価値が最も高い者とする。

2. 競争参加資格の確認申請時の資料

競争参加資格の確認申請時に、次の確認資料の提出が必要です。

(1) 配置技術者の能力に係る確認資料

ア 工事成績評定 (次の全て)

- ① 契約書の写し
- ② 監理技術者又は主任技術者として従事したことを証明するものの写し
- ③ 工事成績評定通知書の写し

なお、①及び②については、コリンズ（工事カルテ）の写しをもって代えることができます。

イ 資格

- ① 1級・2級技術者の場合 合格証明書の写し
- ② その他技術者の場合 実務経験を証する書類

なお、①及び②は、当該年度の入札参加資格審査申請書（その後の変更届を含む）において届出のある場合は省略できます。

ウ 継続教育（CPD）

配置予定技術者が取得したCPD単位を証明する書類（次の全て）

- ① 学習履歴の証明書の写し（証明団体によって名称は異なる。）
- ② CPD単位の取得履歴が分かる資料（全国土木施工管理技士会連合会であれば学習履歴明細書）

【証明団体】

- 《土木一式工事の場合》
 - (一社) 全国土木施工管理技士会連合会
 - (公社) 日本技術士会
 - (公社) 土木学会
- 《建築一式工事の場合》
 - (公財) 建築技術教育普及センター
 - (公社) 日本建築士会連合会
 - (一社) 日本建築士事務所協会連合会
 - (公社) 日本建築家協会
 - (一社) 建築業協会
 - (一社) 日本建築学会
 - (一社) 日本建築構造技術者協会
 - (一財) 建設業振興基金

【共通事項】

複数団体で取得したCPDの合算では評価しません。

【参考】

CPDに関する詳細（取得・証明等）については各ホームページで確認できます。

(2) 企業の能力に係る確認資料

- ア 工事成績評定 不要
- イ 技術職員数 不要
- ウ ボランティア活動 内容と実績等を確認できる書類・写真・証明等
- エ 除雪 契約書の写し

3. その他の留意事項

競争入札参加の申請にあたっては、次のことについても留意してください。

- (1) 競争参加資格の申請は、入札公告に記す契約締結予定日（議会の議決を要する契約の場合は、本契約成立日）において、確実に配置できる技術者等がいることを前提とするものであり、落札決定から契約成立までの間において、落札者となった者が技術者等を配置できないことが明らかになった場合は、その者のした入札を無効（又は落札の取消し）とする。また、真にやむを得ない理由がある場合を除いて、競争参加資格の停止を行う。
- (2) 専任の主任技術者（又は監理技術者）については、所属建設業者と直接的かつ恒常的(申請書提出期限を含め連続して3ヶ月以上)な雇用関係にある者であること。
- (3) 現場代理人については、所属建設業者と直接的な雇用関係にある者であること。
- (4) 現場代理人及び主任技術者(監理技術者)については、1人の者が兼ねることができない。
- (5) 配置予定の者は1名を記載するものとする。また、申請時に配置予定技術者等が特定できない場合は複数の候補技術者について記載することもできるが、その場合は、配置予定技術者の工事成績評定は最も低い技術者の評点をもって評価するものとする。
- (6) 他の工事との兼任が認められていない工事に配置中（配置予定を含む。）又は兼任条件に反した配置をすることは認めない。
- (7) 建設業許可に係る営業所の専任技術者は、専任を要しない工事の主任技術者を除き、技術者等として配置することはできない。
- (8) 配置予定者については、当該年度の入札参加資格審査申請書（その後の変更届を含む）において届出のある者以外の場合は、所属建設業者との直接的な雇用関係が確認できる書類を添付することとし、技術者においては合格証明書又は監理技術者証明書及び監理技術者講習修了証の写しを添付すること。
- (9) 総合評価に係る競争参加資格の確認資料に虚偽の記載があったことが判明した場合は、本工事に係る工事成績評定点を8点減ずるものとし、特に悪質な場合は、契約の解除、競争参加資格の停止又は損害賠償の請求を行う場合がある。
- (10) 施工にあたって、配置技術者は原則として変更できないが、やむを得ない特別な理由（死亡、傷病又は退職等）により変更する場合は、当該技術者と同等以上の資格及び経験を有する者を配置しなければならない。この場合、配置予定技術者の評価と同等以上の技術者を配置できない場合は、工事成績評定点を4点減ずるものとする。